

子ども未来プラザ公式Instagram運用要領

令和4年1月14日
3葛子育第1439号
育成課長決裁

(目的)

第1条 この要領は、子ども未来プラザ（以下「プラザ」という。）が開設する公式Instagram（以下「Instagram」という。）を区民等への情報提供媒体として適切に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram
スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。
- (2) 公式Instagram
プラザが設置・運用する公式Instagramをいう。
- (3) アカウント
公式Instagramを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者
公式Instagramの利用者をいう。
- (5) コメント
Instagramに意見等を投稿することをいう。
- (6) フォロー
他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

(アカウント)

第3条 Instagramのアカウントは、子育て支援部子育て政策課（以下「子育て政策課」という。）の職員が取得するものとする。また、取得したアカウントは、プラザの職員が、公式Instagramを使って情報を発信する際に使用する。

- 2 アカウント取得に使用するメールアドレスは、プラザが有する防災スマートフォンで取得済みのメールアドレスとする。
- 3 パスワードは、セキュリティポリシーに基づき定める。

(運営主体)

第4条 公式インスタグラムの運営主体はプラザとし、アカウントの管理や情報の投稿は公式インスタグラム担当者が行う。

2 公式インスタグラムを運営するに当たって、情報の作成、投稿の決定及び公式インスタグラム管理者の選定は、プラザ所長（不在時は主査。以下同じ。）が行うこととし、公式インスタグラム担当者は、情報の作成、投稿にかかる事務を行う。

3 公式インスタグラムのアカウント名は次のとおりとする。

- (1) 子ども未来プラザ鎌倉公式インスタグラムアカウント名 kamakura_plaza
- (2) 子ども未来プラザ西新小岩公式インスタグラムアカウント名 nishishinkoiwa_plaza
- (3) 子ども未来プラザ東四つ木公式インスタグラムアカウント名 higashiyotsugi_plaza

(情報発信)

第5条 情報の発信は、プラザ所長の指示のもと公式インスタグラム担当者が公式インスタグラムから行うものとする。

2 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 基本的人権、肖像権、プライバシー権及び知的財産権に関して侵害することがないよう十分留意する。
- (2) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (3) その他、公の秩序又は善良の風俗に反する一切の情報を発信しない。

(投稿内容)

第6条 インスタグラムで、次に掲げるものを投稿する。

- (1) プラザとして発信の必要があるコンテンツ
- (2) プラザから何らかの手段で区民等に情報提供したもの
- (3) プラザ所長が適当と認めたもの

(メールアドレス・パスワードの管理)

第7条 公式インスタグラムの取得に要するアカウントのメールアドレス及びパスワードは、子育て政策課の職員が管理し、他に開示してはならない。

(意思決定)

第8条 情報の発信については、原則としてプラザ所長の決裁を必要とする。ただし、インスタグラムの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前にプラザ所長の判断を得ている場合には、公式インスタグラム担当者が任意の日付で情報の発信をできるものとする。

(コメント及びフォローの制限)

第9条 プラザは、公式Instagramによる発信のみを行い、他のユーザーの投稿に対するコメントは行わない。

2 プラザは、公式Instagramの投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。

3 フォローは、第4条第3項に規定する自らの施設以外のプラザ公式アカウントに限る。

(葛飾区公式ホームページへの表示)

第10条 子育て政策課は、公式アカウントを葛飾区公式ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明するために、認証バッジの取得申請を行う。

2 子育て政策課は、この要領を葛飾区公式ホームページ上に記載するとともに、第9条の制限事項を明示する。

(なりすましへの対応)

第11条 子育て政策課は、なりすましを発見した場合は、葛飾区公式ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましInstagramアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第12条 プラザは、公式Instagramの投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、プラザ又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なるもの及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等、プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム

(11) わいせつな表現などを含む不適切なもの

(12) その他、プラザが不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(著作権)

第13条 公式Instagramに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、プラザ又は現著作者に帰属する。

(遵守事項)

第14条 公式Instagramの運用に当たっては、法令及びこの要領を遵守すること。

(その他)

第15条 その他、この要領の実施について必要な事項は、子育て支援部子育て政策課長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和4年1月14日から施行する。

この要領は、令和4年6月22日から施行する。

この要領は、令和5年11月17日から施行する。